船橋市ひやりハッと防犯ネットワークに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市犯罪のないまちづくり条例(平成19年船橋市条例第10号) 第11条に基づき、犯罪のないまちづくりを目指すものとして、市と防犯活動に参画する事業者によるネットワークの構築及び整備に関し、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 本事業で構築されたネットワークの名称は、船橋ひやりハッと防犯ネットワーク (以下、「防犯ネットワーク」という。)とする。

(協力の内容)

- 第3条 防犯ネットワークに加盟する団体(以下、「防犯ネットワーク加盟団体」という。) は、市に協力して次に掲げる活動を行うものとする。
 - (1) 地域における見守り活動
 - (2) 子供等の救済・避難所としての活動
 - (3) 市民等の防犯意識を高めるための啓発活動 (団体の要件)
- 第4条 防犯ネットワーク加盟団体は、事業者又は団体(町会・自治会を除く。)であって、 次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 市内で活動する車両を保有し、又は市内に事務所、店舗その他の活動場所(以下、「事務所等」という。)があること。
 - (2) 前号の車両又は事務所等に市が配付するステッカー等を貼ることができること。
 - (3) 暴力団若しくは暴力団員がその活動を支配する団体でないこと。
 - (4) その他不適当と認められる活動を行っていないこと。 (申込み)
- 第5条 防犯ネットワークに加盟しようとする団体(以下、「申込団体」という。)は、船橋ひやりハッと防犯ネットワーク加盟申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を市長に提出するものとする。

(協定の締結等)

- 第6条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、当該内容 が適当であると認めるときは、船橋ひやりハッと防犯ネットワーク協定書(第2号様式。 以下「協定書」という。)を交付する。
- 2 防犯ネットワーク加盟団体は、申込書の内容に変更があるときは、船橋市ひやりハッと防犯ネットワーク(変更・中止・脱退)届出書(第3号様式)を提出しなければならない。
- 3 防犯ネットワーク加盟団体は、市の指導、助言により実施内容に関する改善、中止そ の他の必要な措置を求められた場合は、これに従わなければならない。
- 4 防犯ネットワーク加盟団体は、防犯ネットワークから脱退するときは、届出書(第3 号様式)を提出するものとする。

- 5 市長は、防犯ネットワーク加盟団体に対して、防犯ネットワーク加盟団体を証するステッカー等を交付するものとする。
- 6 防犯ネットワーク加盟団体は、市から交付された物品を適切に管理しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年5月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に使用されている市から交付された物品は、当分の間使用することができる。

船橋ひやりハッと防犯ネットワーク加盟申込書

平成 年 月 日

船橋市長 あて

団体の名称 代表者の氏名

囙

船橋ひやりハッと防犯ネットワークの趣旨に賛同し、参加を申し込みます。

団体(事業者)の				
名称				
団体(事業者)の	₹			
住				
団体(事業者)の				
電 話 番 号				
電話以外の	メールアドレス	:		
通 信 手 段	FAX	:		
	事業所・店舗の数			
事業所・店舗数及び	保有する自動	自動車数		
保有する自動車等の数		オートバイ数 自転車数		
	ステッカー	大 (事業所・店舗用等)	枚	
ス テ ッ カ ーマグネットシート		小 (オートバイ用等)	枚	
希 望 枚 数	自動車用マグネットシート		枚	
活動範囲及び内容				

- ※ <u>複数の事業所又は店舗等がある場合は、別に船橋ひやりハッと防犯ネットワーク参加</u> 内訳書を添付してください。
- ※ <u>船橋ひやりハッと防犯ネットワークに加盟した団体については、ホームページ等で団</u> 体名を掲載いたします。

船橋ひやりハッと防犯ネットワーク参加内訳書

団 体 の 名 称

事業所等の名称	事業所等の 代表者氏名	事業所(店舗)等の住所及び電話番号		ステッカー/マグネットシート 希望枚数		
				ステッカー		Ć.₹h.±.CI
		住所	電話番号	大 (店舗用等)	八 (バイク用等)	自動車用マグネットシート
		₸				
		Ŧ				
		₸				
		₸				
		₸				
		₸				
		T				
		T				

船橋ひやりハッと防犯ネットワーク協定書

本書は、市と防犯活動に参画する事業者又は団体(以下「防犯ネットワーク加盟団体」という。)によるネットワークの構築及び整備に関し、必要な事項を定めるものとして、船橋市ひやりハッと防犯ネットワークに関する要綱第6条第1項の規定により下記事項の協定を締結するものである。

(目的)

第1条 この協定は、犯罪のないまちづくりを推進するために、市と防犯ネットワーク加盟団体が協力のもと、市民等の安全を見守ることにより、安心して生活できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(緊密な連携保持)

第2条 市及び防犯ネットワーク加盟団体は、協力を行うに当たり、平素から緊密な連携 を保つよう努めるものとする。

(協力の内容)

- 第3条 防犯ネットワーク加盟団体は、市に協力して次に掲げる活動を行うものとする。
 - (1) 地域における見守り活動
 - (2) 子供等の救済・避難所としての活動
 - (3) 市民等の防犯意識を高めるための啓発活動

(事業の安全等)

- 第4条 防犯ネットワーク加盟団体は、前条の協力を行うにあたり事故の無いよう安全に 留意し、法令を遵守し、自己の責任において取り組むこととする。
- 2 団体が引き起こした事故及び第三者との紛争については、団体の責任において対処す るものとし、市は責を負わないものとする。
- 3 団体は、前条の協力を行っている最中に事故等が発生したときは、直ちに市に報告するものとする。

(協定の変更及び解除)

- 第5条 本事業実施中にこの協定書の事業内容又は協定事項に変更が生じた場合は、市及 び防犯ネットワーク加盟団体の双方で協議し、必要により協定書を変更し再度締結する ものとする。
- 2 市は、市の施策の関係その他の事情により当該事業を実施することが困難若しくは不 適当と判断したとき、又は防犯ネットワーク加盟団体がこの協定書の内容を履行してい ないと認められるときは、協定書を解除することができる。

(疑義の解決)

第6条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市及び防犯ネットワーク 加盟団体が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び防犯ネットワーク加盟団体が各々押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

所在地

団体名

代表者氏名 印

船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市

船橋市長 印

第3号様式

船橋ひやりハッと防犯ネットワーク(変更・中止・脱退)届出書

平成 年 月 日

船橋市長 あて

団体の名称

代表者の氏名

囙

加盟している船橋ひやりハッと防犯ネットワークについて、変更・中止・脱退したいので、船橋市ひやりハッと防犯ネットワークに関する要綱第6条第2項及び第4項の規定により提出します。

記

1. 届出事項の実施日

年 月 日

- 2. 届出の内容及び理由(変更の場合は変更内容。必要により資料を添付すること。)
 - (1)届出の内容 変更 ・ 中止 ・ 脱退

(2)理由